

東広島市文化財保存活用地域計画（案）

概 要 版

令和 年 月

東 広 島 市

1. 計画策定の背景と目的

本市は古来、主要な道路である山陽道が通り、港が開かれ、現代に至るまで人と物が行き交う交通の要衝^{ようしゅう}にあります。また、南の瀬戸内海沿岸部から北の高原地帯に至るまで、多様な自然環境に恵まれた地域でもあります。

そうした歴史的・地理的な環境の中で、人々は地域に根差した生活を営み、数多くの文化財を生み出し、豊かな歴史文化を育んできました。

文化財は古来、その地域に住む人々が大切に思い、様々な困難を乗り越え、現代まで受け継いできた地域の“たから”です。この文化財を次世代につなぐことは、今を生きる私たちの重要な責務でもあります。

しかし、我が国で急速に進展する人口減少・少子高齢化は、この文化財の保護と継承に多大な影響を与えています。本市においても、多くの地区で過疎化や少子高齢化により、文化財の保護の担い手が少なくなっている現状があります。

こうした現状を受け、本市では平成 29（2017）年度に、文化財の保存と活用の指針をまとめた「東広島市歴史文化基本構想」を策定しました。

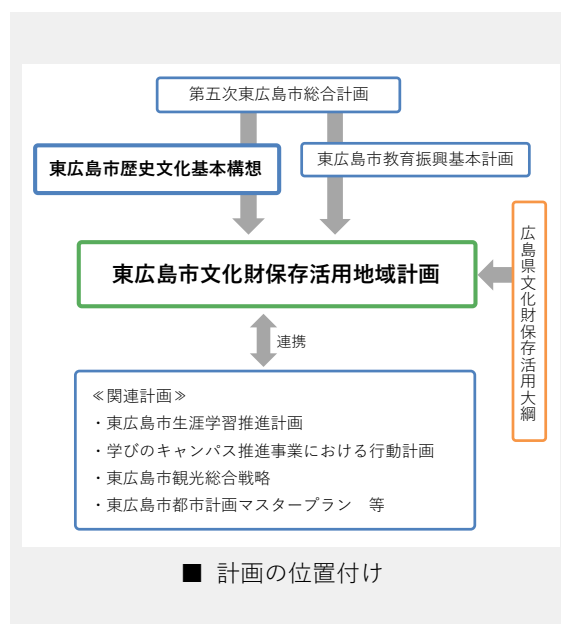
この構想を推し進め、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むことで、歴史文化と文化財を次世代に継承し、地域を活性化させるため、「東広島市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて作成する計画であり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」（令和元（2019）年度策定）の推進に向け、文化財の保存と活用に関する方針や措置（取組み）を示すものです。

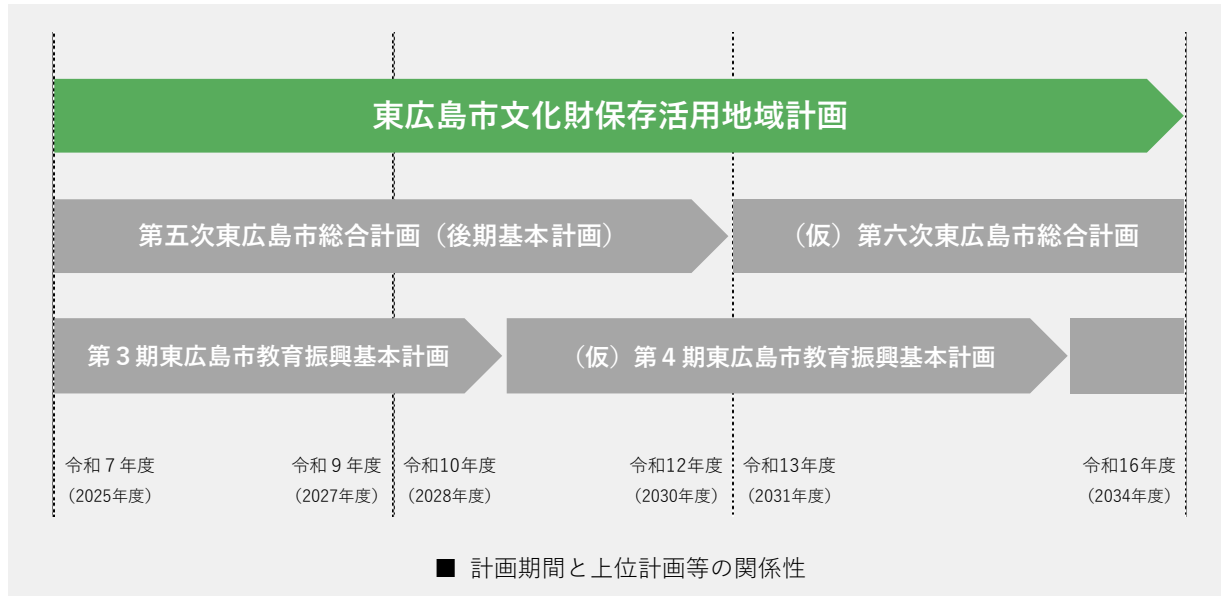
作成に当たっては、広島県が県域における文化財の基本的・総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として策定した「広島県文化財保存活用大綱」（令和 2（2020）年度策定）を勘案するとともに、「東広島市歴史文化基本構想」を踏襲・統合して作成しました。

また、関連する本市の計画と連携し、文化財の保存と活用に取り組めます。



3. 計画の期間

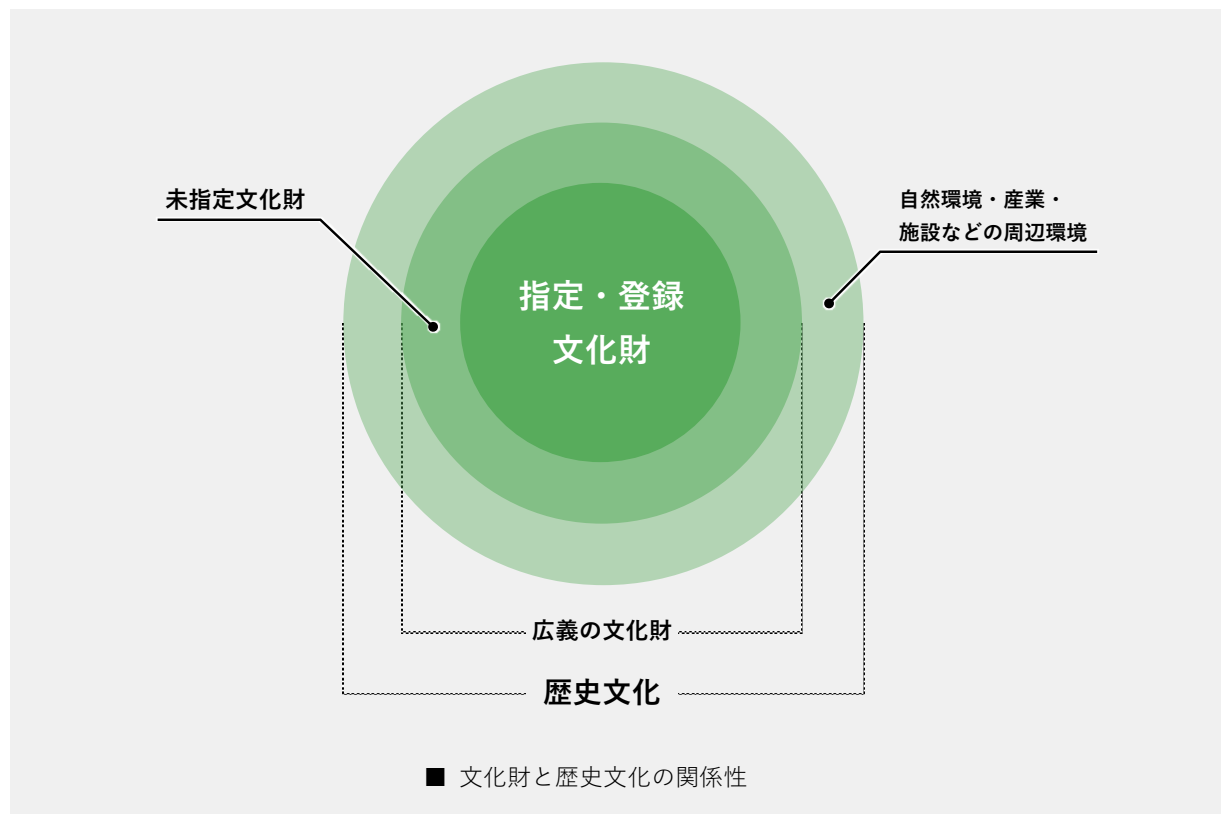
本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 か年とします。



4. 本計画の対象とする文化財と歴史文化

本計画では、指定・未指定問わず、市域に所在する文化財を対象とします。

また、文化財とその周辺環境が一体となったものとして「歴史文化」を捉えます。歴史文化を構成する文化財の保存と活用を図ることで、本市の歴史文化の価値・魅力の向上と市内外への普及、未来への継承につなげます。



5. 東広島市の文化財の概要と特徴

令和6（2024）年8月1日現在、市内の指定・登録文化財は222件です。内訳は、国指定文化財が9件、県指定文化財が24件、市指定文化財が79件、国登録有形文化財が109件、国登録記念物が1件です。指定・登録文化財のほとんどは有形文化財と記念物であり、無形文化財の指定はまだありません。

■ 東広島市内の指定等文化財件数

	指定															登録		合 計	
	有形文化財							無 形 文 化 財	民俗文化財		記念物			文 化 的 景 観	伝 統 的 建 造 物 群	有形文化財	記念物		
	建 造 物	美術工芸品							文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	史 跡	名 勝			天 然 記 念 物	建 造 物		名 勝
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡・ 典籍・ 古文書	考 古 資 料	歴 史 資 料												
国	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	109	1	119
県	1	1	5	3	4	1	0	0	0	0	1	2	0	6	0	0	—	—	24
市	14	5	8	7	3	5	5	0	0	0	4	16	0	12	0	0	—	—	79
合計	18	6	13	10	7	7	5	0	0	0	5	22	0	19	0	0	109	1	222

また、市内の文化財を概観すると、町を基本とした8つのエリアは、それぞれの歴史的背景と文化財の特徴を持っていることが分かります。こうしたエリアの特徴を踏まえた保存や普及・活用を図ることも重要です。



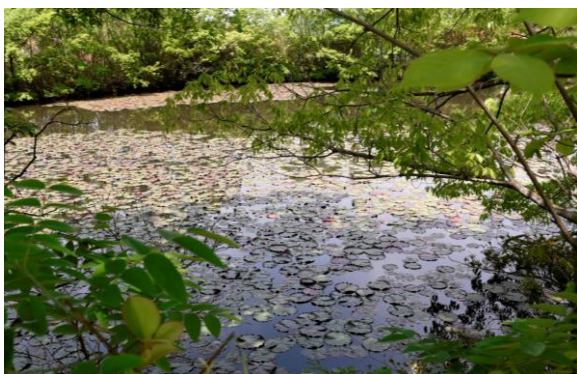
エリア名	概 要	主な文化財
西条・八本松エリア	古代は賀茂郷・木綿郷・大山郷があり、近世は西条庄として一体的に発展してきたエリアです。交通の要衝であり、豊かな生産力を背景とした4つの史跡をはじめ中心に様々な文化財が遺ります。	福成寺本堂内厨子及び須弥壇、八本松八十八石仏、木造薬師如来坐像・薬師如来坐像（國分寺）、安芸國分寺跡、鏡山城跡、西条酒蔵群、曾場が城跡、槌山城跡、三ツ城古墳、赤瓦・居蔵造の散居集落、西条酒蔵通りの町並み
志和エリア	古代は志芳郷があり、中世は志芳庄、近世は志和庄、現代は志和町として歴史的に一体的なエリアです。中世の有力な国人（国衆）・天野氏や、幕末の広島藩の軍事施設に関する文化財が遺ります。	大宮神社宮蔵、時報塔、並瀧寺本堂・庫裏、懸仏（大宮神社）、五部大乗経（大宮神社）、紙本墨書大般若経（大宮神社）、生城山城跡、海軍山聴測照射所跡、旧神機隊駐屯地、米山城跡、八条原城跡、赤瓦・居蔵造の散居集落
高屋・入野エリア	古代は高屋郷・造果郷・入農郷があり、近世は高屋庄として一体的なエリアです。中世は安芸国最有力の国人（国衆）・平賀氏の領域であり、関連する文化財が遺ります。	旧木原家住宅、竹林寺本堂、線刻十一面観音像、僧行賢関係遺品、柚木の石造地藏菩薩立像、竹林寺石造物、八王子観音菩薩立像、小谷焼窯跡、白鳥神社、西本6号遺跡、平賀氏の遺跡、鶴亀山の社叢、白市の町並み
黒瀬エリア	古代は訓養郷があり、中世は東条郷、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町として歴史的に一体的なエリアです。神仏習合に関する文化財が多く遺ります。	金光酒造、慶雲寺観音堂厨子、内畠堯園襖絵、大多田八幡神社の懸仏、樋之上八幡神社の懸仏・棟札、門前神社の懸仏、三島神社奉納俳額、岩幕山古墳、二ツ山城跡、保田古墳群、中黒瀬のセンダン、赤瓦・居蔵造の散居集落
福富エリア	古代は訓芳郷があり、現代は福富町として一体的なエリアです。豊かな自然のもと、シャクナゲ群落や、赤瓦屋根の田園景観などが遺ります。	岡山八幡神社本殿、正覚寺本堂、明眼寺本堂、吹簾子、貝峠古墳、小松古墳群、戸鼻遺跡、堀城跡、岡山八幡神社の社叢、竹仁のシャクナゲ群落、赤瓦・居蔵造の散居集落
豊栄エリア	古代は能美郷、安宿郷、備後国世羅郡などが混在していますが、現代は豊栄町として一体的なエリアです。オオサンショウウオの繁殖地が確認されるほか、五行祭、乃美氏に関する遺跡などが遺ります。	本宮八幡神社社殿、紙本墨書大般若経（本宮八幡神社）、神楽～五行祭～、吉原神社、砂走山城跡、瀬賀山城跡、茶臼山城跡、塔ノ岡古墳、宮ヶ迫古墳、畝山神社の巨樹群、苦の辻中生代魚類化石産出層、赤瓦・居蔵造の散居集落
河内エリア	古代は登能郷であり、中世は沼田新荘であり、沼田川流域の一体的なエリアです。小田神楽や宇山民謡などの貴重な無形民俗文化財や、中世の在地領主・小田氏に関する文化財などが遺ります。	真光寺宝篋印塔、深山変電所本館、小田八幡神社板碑、廃専光寺文明板碑、宇山民謡、小田神楽、小田城跡、下鷹城跡、茶臼山城跡、常友城跡、虎御前の墓、二反田古墳、宇山の農村景観、中河内の町並み
安芸津エリア	古代は香津郷があったと推測されています。中世は三津三浦、近世は浦辺筋、現代は安芸津町として一体的なエリアです。海との関わりが深い文化財のほか、酒造りに関する文化財が主に遺ります。	今田酒造本店、小松原説教場、榊山八幡神社社殿、柄家住宅、柄酒造、木造釈迦如来座像（立花区）、祝詞山八幡神社棟札、重松神社の大名行列、祝詞山八幡神社大祭の神賑行列、三津祇園祭り、二馬手塩田跡、大芝の褶曲した地層

6. 東広島市の歴史文化の特徴

自然的・地理的・文化的側面から本市の特性を分析し、人々が長い時間をかけて形成した本市の歴史文化の特性・大テーマとして、「^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯」を設定しました。

《東広島市の特性》

- ・広島県最大の洪積台地
- ・瀬戸内海気候
- ・内陸に位置し、1日の寒暖差が激しい
- ・ため池が多い
- ・水田、耕作適地が多い
- ・江戸時代、^{あきのくに}安芸国最大の耕地面積
- ・陸上交通の要衝^{ようしゅう}
- ・遺跡から弥生、平安末期、室町、江戸時代の生産性の向上がみえる
- ・三ツ城古墳^{みつじょう}、安芸国分寺跡、鏡山城跡など、時代を代表する拠点的な遺跡が存在する



■ 市内のため池



■ 赤瓦屋根と田園の景観

《東広島市の歴史文化の大テーマ》

^{あきのくに}

安芸国最大の穀倉地帯

7. 7つのストーリーと関連文化財群

「^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯」という特性から派生する物語や文化財は多岐にわたります。文化財は、本市域の中に単体で孤立して存在してきたのではなく、様々なものと互いに関わりながら歴史を刻んできました。こうした歴史的・地理的・社会的な関連性（ストーリー）に基づき、地域の文化財を指定・未指定問わず群として捉える考え方を関連文化財群といいます。関連文化財群を活用することで、地域の人々の文化財への理解や関心を深めるとともに、市の内外へ文化財の魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源としても活用していくことが期待されます。

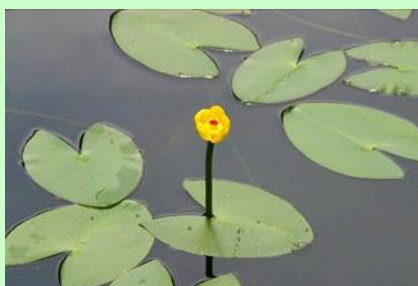
本市では7つの関連文化財群を設定し、調査・研究・保存・普及・活用などの取組みを推進し、指定・未指定問わず文化財の総合的・一体的な保存・活用を図ります。

ストーリー1 東広島市の地形と水辺環境

本市域は、瀬戸内海の沿岸部から標高 390m の北部の高原地帯まで多様な自然環境のもとにあります。また、農業用水を確保するために数多くのため池が作られ、本市の特徴的な水辺の環境を形成しています。こうした環境下で、生きた化石と呼ばれる特別天然記念物 オオサンショウウオ、固有種のサイジョウコウホネを始めとする 77 種の水草、江戸時代から記録に残る多様な水鳥、三津湾の造礁サンゴ類など、豊かな生態系を形成しています。



■ ストーリー1 関連地図



■ サイジョウコウホネ



■ 特別天然記念物
オオサンショウウオ

ストーリー2 古墳文化の開花

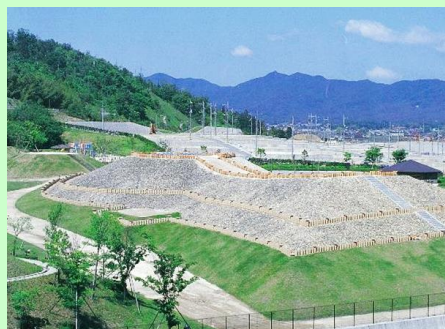
古墳時代には、前方後円墳を頂点とする特徴的な墓制が成立します。

初期から前期にかけては、各地域の小豪族がしのぎを削り、中期には強大な吉備勢力（主に岡山県・広島県東部）に対抗するため安芸地方（主に広島県西部）の豪族が結集し、その頂点に立った豪族の墓として、広島県最大級の前方後円墳、三ツ城古墳が造られました。

後期になると、大規模な古墳は見られなくなりますが、地域性豊かな古墳や特徴的な副葬品がみられるようになり、主要河川の流域や盆地などの小地域に、独自の文化が育ちつつあったことを示しています。いうなれば、これらは東広島の文化の源流といえるでしょう。



■ ストーリー2 関連地図



■ 史跡 三ツ城古墳



■ にたんだ 二反田古墳出土須恵器

ストーリー3 仏教文化の広がり^{しんぶつしゅうごう}と神仏習合^{しんぶつしゅうごう}の記憶

本市の仏教文化の広がりは奈良時代が一つの画期であり、國分寺・福成寺^{ふくじょうじ}を始めとして現在まで法灯を継ぐ密教系の山岳寺院は、すべて奈良時代に開かれたと伝わります。平安時代以来、神仏習合^{しんぶつしゅうごう}（神と仏はもともと一つのもので、仏がこの国に神の姿を借りて現れたものとする思想）が広まると、神社と寺院は一体として発展してきました。寺院にはそれを守る鎮守社が建てられ、神社には仏像^{まづ}が祀られました。そうした文化は明治時代の廃仏毀釈^{はいぶつきしゃく}の際も密かに守られ、多くの文化財が伝えられています。



■ ストーリー3 関連地図



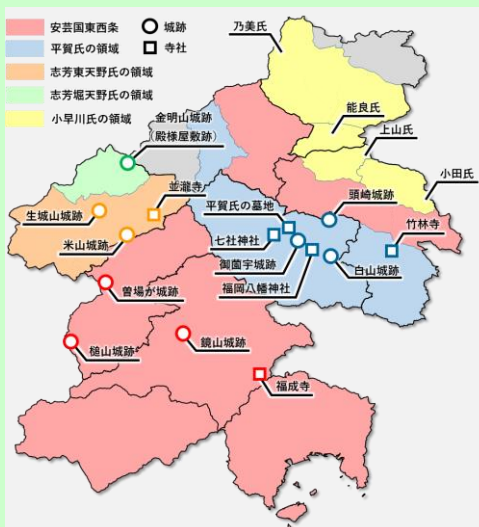
■ 県重要文化財 木造薬師如来座像^{やくしにょらいざざう}
(國分寺)



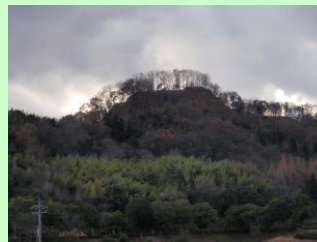
■ 市重要文化財 門前神社の懸仏^{かけぼとけ}

ストーリー4 大内氏の安芸国支配^{あきのくに}と国衆^{くにしゅう}

室町時代の本市域は一部を除き、大部分が東西条^{とうさいじょう}と呼ばれ、西国一の守護大名・大内氏の領地でした。一方、安芸国は南北朝時代以来、守護の権威が浸透せず、地域に根付いた国衆^{くにしゅう}（国人^{じん}）と呼ばれる豪族が勢力を持っていた特異な地域として知られます。高屋の平賀氏、志和東・志和堀の両天野氏は国衆の中でも最有力の氏族でした。彼らは守護からある程度自立しながら乱世を戦い、城下町の形成や社寺の造営・整備を行うなど、地域文化の基礎を築きました。



■ ストーリー4 関係地図



■ 史跡 鏡山城跡



■ 市史跡 槌山城跡^{つちやま}



■ 県史跡 平賀氏の遺跡 白山城跡^{しろがた}



■ 市史跡 生城山城跡^{おうぎやま}

ストーリー5 賀茂台地の暮らしと信仰

江戸時代には、本市域には広島藩最大の穀倉地帯があり、その生産力を背景に神社仏閣の造営や住宅の高級化が促進されました。住宅の屋根は「芸州流」と呼ばれる茅葺技術が発展して西日本に広く普及し、さらに「石州瓦」と呼ばれる赤瓦が明治以降一般住宅にも普及し始めます。赤瓦を屋根に用いた民家は、「居蔵造」と呼ばれる白壁の大規模な建築で、破風を連ね、しゃちほこ等の飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいは、この地域の大きな特徴です。また、浄土真宗の信者である「安芸門徒」の文化や、五行祭と呼ばれる祭文の語りを中心とした神楽、トンド（神明さん）、亥の子などの文化も育まれ、現代に受け継がれています。



■ ストーリー5 関係地図



■ 居蔵造の民家



■ 神楽〜五行祭〜



■ 赤瓦の景観

ストーリー6 浦辺筋から海へ、全国へ

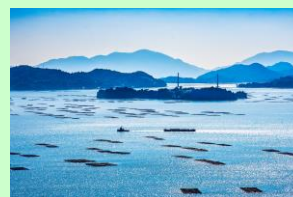
本市域で唯一瀬戸内海に面する安芸津地域は、古くからの港があり、一体的に発展した歴史があります。三津には広島藩の御蔵所（御米蔵）が置かれ、賀茂郡及び豊田郡の一部の米が集められ、大坂の蔵屋敷や広島城下に運ばれました。また、木谷には竹原から入浜式塩田が伝わり、幕末には安芸津全体に広がりました。木谷は広島藩でも有数の廻船の拠点があり、廻船業者の元屋は、北前船や藩米の輸送の請負などで財をなし、全国各地で寄進を行いました。その他の地域は近距離の廻船や漁業を盛んに行っており、海との深いつながりを感じさせます。



■ ストーリー6 関連地図



■ 二馬手塩田跡 樋の輪



■ 瀬戸内海の多島美

ストーリー7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

本市域の本格的な酒造りは、三津の菅家が天正6（1578）年の創業を伝え、中世末期には既に始まっていたとされます。一方、西条では、西国街道の宿場・四日市宿で島家が延宝3（1675）年に酒造りを創業したとされ、当時の酒造蔵が現在も遺されています。

明治時代には酒造りが自由化され、各地で酒造りが盛んになりました。広島は当時酒づくりに適していないとされた、ミネラル分の少ない軟水地帯で、他地域との競争に苦しみますが、三津の酒造家・三浦仙三郎は温度管理と衛生管理を徹底することで、軟水でも質の高い酒を造れる、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立し、杜氏を育成しました。

西条でも酒造りが行われ、明治27（1894）年の山陽鉄道の開通を機に大量輸送が可能となったことで、酒蔵はさらに大規模化し、現在の酒蔵群の景観が生まれました。さらに、佐竹利一が機械による高白精米を発明し、酒質の向上と大量生産を支えました。

高白精米と低温長期発酵という吟醸酒作りの技術の基本は、東広島で生まれたのです。



■ ストーリー7 関係地図



■ 三浦仙三郎銅像



■ 今田酒造本店



■ 柄酒造



■ 賀茂泉酒造



■ 賀茂鶴酒造



■ 亀齢酒造



■ 西條鶴醸造



■ 山陽鶴酒造



■ 白牡丹酒造



■ 福美人酒造



■ 旧広島県醸造試験場



■ 御建神社



■ 金光酒造

8. 東広島市の文化財の保存と活用に関する将来像

本市では「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、関連文化財群の7つのストーリーに代表される、多様な歴史文化が育まれてきました。そしてこの歴史文化の中で、数多くの文化財が生み出され、戦争・災害・社会的変化などの危機を乗り越え、人々の知恵や経験により守られてきました。

文化財を少しでも多く次世代に受け継ぐためには、地域に関わる人々が本市のもつ歴史文化・文化財の価値を理解し、大切に思い、活用を図りながら継承していく必要があります。本計画では、文化財の保存と活用の現状を踏まえ、目指すべき将来像を次のとおり設定します。

《文化財の保存と活用に関する現状》

- ・ 少子高齢化が進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる、景観や自然環境がかつての姿を急速に失うなどの危機的状況にある。
- ・ 開発が進む地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われている。
- ・ 歴史文化・文化財が市民に十分に認識されていない。
 - み つ じ ょ う
三ツ 城 古墳…広島県最大級の前方後円墳、古墳時代の安芸地方の大豪族の拠点
 - あ きのくに
安芸国分寺跡…奈良時代の安芸国の政治宗教の拠点
 - 鏡山城跡…大内氏の築いた安芸国支配の中心地
 - い ぐ ら づ くり
赤瓦・しゃちほこ・白壁の居蔵造の景観…安芸国最大の穀倉地帯をもつ豊かな農村で形成された、特徴的な景観
 - さい じ ょ う さ か ぐ ら ぐ ん
西条酒蔵群…酒蔵が軒を接して建ち並び、全国でほぼ唯一残る近代産業景観



《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

本市の豊かな歴史文化は、「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、時代を超えて人々が育んできた大切な“みのり”です。この豊かな“みのり”の価値・魅力を地域に関わる人々が知り、守り、育み、活用した東広島らしいまちづくりを目指し、文化財の保存と活用に取り組みます。

9. 文化財の保存と活用に向けた役割

地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むためには、地域内外の様々な取組主体が、互いに連携しながら、措置に取り組む必要があります。

文化財の保存と活用に当たり、各取組主体に期待される役割等は次表のとおりです。

取組主体		役割等
市民・地域	市民	文化財はこれまで所有者と地域に住む人々の力により、現代まで受け継がれてきました。行政だけでは文化財の将来にわたる継承は実現できるものではありません。地域に住む人々が身近な文化財や歴史文化に関心をもち、文化財に関する取組みに参加することなどを通して触れ、親しみ、積極的に保存・活用に関わることが期待されます。
	地域	文化財を地域資源として積極的に活用し、行政や関係機関・団体など様々な主体と連携し、特に地域おこしにおいて文化財の保存・活用に取り組むことが期待されます。
所有者		行政や関係機関・団体と連携を図りながら、所有する文化財の適切な保存に取り組むとともに、可能な範囲での公開や活用により市民の参画を促すなど、将来に向けた保存への取組みが期待されます。
団体		旧市・旧町の郷土史研究会を始めとする様々な民間団体が、文化財・歴史文化に関する自主的な取組みを行っており、市民の文化財の保存・活用を促す上でも重要な役割を担っています。今後も地域に根差した積極的な調査・研究・保護・普及の取組みを行うことが期待されます。
企業等		文化財を活用したイベントの開催や積極的な情報発信、ビジネスとしての活用等、特に民間企業ならではの文化財に関する取組みが期待されます。また、開発に当たって適切な協議・手続きを経ることで、文化財の保護につなげることも求められます。
教育・研究	教育	将来の文化財の保護の担い手である児童・生徒が、地域の歴史文化や文化財を学ぶ場として特に重要です。行政や関係機関・団体と連携しながら、学校教育において地域の歴史文化・文化財の活用により、児童・生徒が文化財に触れ、親しむ場を創出することが期待されます。
	研究	文化財を把握し、適切な保存と活用を図るには専門的見地が必要不可欠です。行政や関係機関・団体と連携し、文化財の調査・研究、文化財の適切な保存に向けた所有者や民間の開発等に対する指導・助言、学校教育と連携した普及活動、文化財を活かしたまちづくりに関する研究・提言などを行うことが期待されます。また、地域での文化財の取組みについても、専門的見地からの支援・指導を行うことが期待されます。
行政		市内の文化財について、保護に向けた調査・研究、状況把握、所有者への指導・助言・支援を行うとともに、市内外の人々が文化財に関わるきっかけとなるよう、関係機関・団体と連携した文化財の普及・活用に取り組めます。また、地域での文化財の活用について指導・助言などの支援を行い、文化財を活用したまちづくりを推進します。

10. 文化財の保存と活用に向けた基本的な方向性と方針・措置^{そち}

将来像「歴史文化の豊かな みのりに親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現に向け、文化財の保存と活用に関する基本的な方向性と、方向性ごとの方針・措置^{そち}（取組み）を、次のとおり設定します。

● 方向性 1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）

方針 1	文化財の把握調査の継続	【主な措置（取組み）】
方針 2	埋蔵文化財調査の継続	・有形・無形文化財の基礎調査
方針 3	市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化	・未指定文化財把握調査の継続
方針 4	関連文化財群の調査と更新	・開発に伴う発掘調査の継続
		・歴史資料悉皆・詳細調査

● 方向性 2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）

方針 1	文化財の基礎情報の整理	【主な措置（取組み）】
方針 2	文化財の指定・登録の継続	・文化財台帳の再整備
方針 3	市所有文化財等の適切な維持管理	・文化財の指定・登録の継続
方針 4	埋蔵文化財と遺跡の保護の推進	・市所有文化財の保存活用計画策定
方針 5	民俗・歴史資料等の適切な収蔵管理	・（仮称）新文化財センターにおける埋蔵文化財・民俗資料収蔵庫整備
方針 6	希少動植物の保護の推進	・歴史資料のデジタル保存
方針 7	東広島らしい歴史的・文化的景観の保護の推進	・伝統的建造物群保存地区の推進
方針 8	指定等文化財の所有者による維持管理への支援	・国指定文化財保存活用計画の策定
方針 9	地域の文化財の継承と担い手の育成	・無形の民俗文化財への支援事業の周知と活用
方針 10	文化財の防犯・防災対策の整備	・指定等文化財の防災・防犯計画の作成

● 方向性 3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）

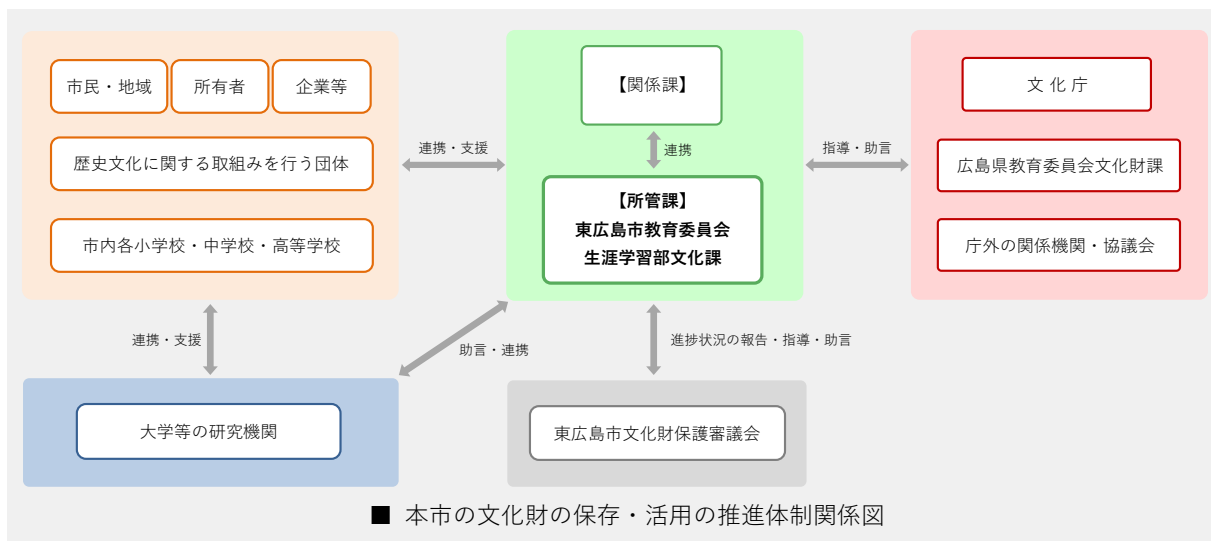
方針 1	文化財の見学・学習環境の整備	【主な措置（取組み）】
方針 2	歴史文化に関する情報発信の強化	・指定等文化財案内標識・説明板の設置と更新
方針 3	市史編さんによる発信と普及	・広報媒体を活用した情報発信
方針 4	展示機能の整備	・市ホームページ（文化財の個別解説）の整備
方針 5	文化財の地域資源としての活用	・東広島市史編さん事業
方針 6	歴史文化に親しむ機会の創出	・文化財でのユニークベニユーの推進
方針 7	関連文化財群の情報発信と普及の推進	

● 方向性 4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）

方針 1	学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立	【主な措置（取組み）】
方針 2	庁内外の連携の推進	・歴史・埋蔵文化財学術専門職員の確保
		・文化財の保存と活用に向けた庁内外の連絡体制の充実

11. 文化財の保存・活用の推進体制と進行管理

文化財の保存・活用を推進していくに当たっては、庁内外の関係部局、関係機関・団体、関係者との意識と情報の共有が不可欠であり、庁内外での連携を推進し、地域総がかりでの文化財の保存と活用に取り組みます。



進行管理については、措置（取組み）の^そち実施計画・実施状況を文化財保護審議会に報告し、専門的知見からの指導・助言を仰ぎながら、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、計画期間を令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度、令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度、令和 13（2031）年度から令和 16（2034）年度の 3 つの期間に分け、各期間で必要に応じて計画内容の見直しを行います。

